野木町立野木中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) すべての教職員がいじめを絶対に許さないという強い意識を持ち、いじめの根絶に向けて「いじめはいつでも誰にでも起こりうること」の認識のもと、危機管理意識を高めていじめの未然防止、早期発見、問題解消に全校体制で組織的に対応する。
- (2) いじめは生徒指導の問題行動の一つであり、他の問題行動等と切り離すことのないよう、生徒指導全体の中でとらえる。
- (3) 教職員間、教師と生徒及び生徒同士の好ましい人間関係の構築を基盤として対応する。
- (4) 定期的なアンケート調査、教育相談、きめ細かな観察等により、全校体制で未然防止、早期発 見に努める。
- (5) いじめや教育相談に関する研修を定期的に行い、指導資料や事例集を有効に活用し、いじめ等の問題行動の構造、特質、原因、背景、具体的な指導法など、教職員の共通理解と資質の向上を図る。
- (6) 保護者との信頼関係を築き、家庭との緊密な連携を図り、学校と保護者との共同作業として取り組む。
- (7) 町教育委員会や町教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係 諸機関と常時密接な連携・協力を図り、未然防止及び問題解決にあたる。
- (8) いじめ事案が発生した場合は、迅速かつ正確に事実関係把握に努める。

2 具体的な対策

- (1) いじめ未然防止のための取り組み
 - ① 生徒指導、学業指導などの充実を図る。
 - ② 道徳・特別活動・人権教育・情報教育などの充実を図る。
 - ③ 開かれた明るい学校づくりに努める。
 - ④ 定期的な職員研修の実施。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 生徒の声に耳を傾け、言動を観察し、どんな些細な変化も見逃さない。
- ② 日頃から、保護者との信頼関係をふかめ、円滑なコミュニケーションの中から発見する。
- ③ 定期的にアンケート調査、教育相談などを実施する。
- ④ 生徒や保護者からのいじめの相談・報告の窓口を明確にする。

(3) いじめ発見後の対応

- ① いじめられている生徒やその保護者の立場に立った対応を行う。また、いじめられている 生徒を必ず守る。
- ② いじめを軽視したり隠蔽したりせず、迅速にかつ組織的に対応する。
- ③ 正確な事実関係を把握する。
- ④ 地域の医療、福祉、司法などの関係機関との連携協力を図る。
- ⑤ いじめ解消後も注意して当該生徒の様子を見ていくとともに、いじめられていた生徒の保護者に現状を報告する。

3 具体策の実際

(1) いじめ対策委員会

- ① 委員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任・部 活動顧問、スクールカウンセラー、その他管理職より指示された者。
- ② 学校基本方針に基づく取り組みの実施、進歩状況の確認、定期的検証を行う。
- ③ 指導体制の核となって、学年・学級、家庭、地域などの対応を統合する。
- ④ 重大事態が起きた場合の対応については、教育委員会と連携して動く。

(2) いじめ相談窓口

- ① 担任、顧問、教頭、教育相談係、養護教諭、生徒指導主事を窓口として生徒や保護者からのいじめ相談に応じる。
- ② 外部からの情報については、相談窓口を一本化して対応し、関係者間の調整及び問題の解 決に当たる。問題解決に際しては組織的に対応する。
- ③ 重大事態に対しては、いじめ対策委員会に図って対応する。
- ④ 生徒・保護者及び教職員への啓発活動を行う。

(3) いじめ未然防止のための取り組み

- ① 生徒指導、教科指導などの充実
 - ア 生徒が生き生きとしたわかる授業の実践、習熟度に応じた授業
 - イ 生徒の内面理解の工夫と教育相談の充実
 - ウ 認め合う学級、仲間とともに楽しい学級
- ② 道徳・特別活動・人権教育・情報教育の充実
 - ア 道徳的判断力(自己抑制)の育成
 - イ 思いやり、感謝する心、感動する心の育成
 - ウ 人権尊重、生命尊重の精神の育成
 - エ 自己を見つめ、自己を生かそうとする心の育成
 - オ 勤労体験活動、奉仕活動の実施
 - カ 情報モラル教育の実施
- ③ 開かれた明るい学校作り
 - ア 生徒のこと、教育の問題が自由に話せる学校作り
 - イ PTA活動の活性化(生徒の成長のために共に協力する関係)
 - ウ 地域の人々、地域関係機関との情報交換
 - エ 地域の教育力の活用を図る。(各種団体との連携)

- ④ 職員研修の実施(いじめ・生徒理解など)
 - ア いじめ、人権などに関する研修
 - イ 生徒理解、生徒指導などに関する研修
- (4) いじめの早期発見のための取り組み
 - ① 学級の中で生徒の変化を見逃さない。
 - <日常的な観察>
 - ア 体調の変化や表情の変化を観察する。(朝の健康観察時など)
 - イ 服装の乱れや言葉遣いの変化を観察する。
 - ウ 欠席状況、遅刻・早退の状況を把握する。
 - エ 各教科の提出物への取り組み状況、成績の変動に注意する。
 - オ 学習用具・持ち物の忘れや紛失、新品の購入、落書きに注意する。
 - カ 休み時間等の過ごし方(友人関係の変化、特定のグループ化、1人遊び等)に注意する。
 - キ 生活ノート等の記載事項の変化に注意する。
 - ク 保健室への訪問回数などに注意する。
 - <定期的な取り組み>
 - ア 定期的にアンケート調査を実施し、早期発見に努める。
 - イ 定期的に教育相談を実施し、早期発見に努める。
 - ウ 定期的に心理テスト(Q-U等)を実施し、早期発見に努める。
 - ② 保護者との連携を密にし、円滑なコミュニケーションの中から発見する。
 - ア 学校便り、学年便りなどでの情報提供、協力を依頼する。
 - イ 出欠、早退、遅刻、その他に、こまめに連絡を取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて教育相談を行う。
 - ③ 地域との積極的な交流の中から情報を得る。
 - ア PTA本部役員、各種委員から情報を得る。
 - イ 学区内の小・中学校との連携
 - ウ 交番、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会委員、自治会長との連携
- (5) いじめ発見後の対応
 - ① 発見者、または相談を受けた者
 - ・・・校長(教頭)に報告 担任、顧問、学年主任、学年生徒指導、生徒指導主事、教務 主任にも報告
 - ② 校長···実態把握を指示(生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、担任、顧問)
 - ③ 生徒指導主事・・・実態調査(関係生徒、保護者など)、調査結果を校長に報告
 - ④ 校長・・・実態を把握し判断、対応を指示
 - <指示内容>
 - ・どの組織で対応するか(学級、学年、全校、部活動)
 - ・保護者、PTAの組織の活用の有無
 - ・公的機関の援助を受けることの可否
 - ⑤ 校長(教頭)・・・町教育委員会、PTAへの報告、協力要請、報道機関への対応など

⑥ 当該学年を主とした組織・・・対応方針を検討し、指導する。

<配慮事項>

- ・いじめ被害者(保護者)の心身の立ち直りを中心に、いじめ加害者、学級、学年、他 学年生徒、保護者及び地域の人々についても対応策を。
- ・生徒指導は、担任、顧問、学年主任、学年生徒指導、生徒指導主事が中心に行う。保護者などには、校長(教頭)が立ち会うこともある。
- ・指導は、関係性や原因、心情面など多角的に分析し、再発・潜行がないように継続的 な指導を行い卒業まで見守るとともに、いじめられていた生徒の保護者に、定期的に 状況を報告する。
- ⑦ 職員研修・・・教師の言動が、いじめを誘発していないか。

<チェック項目>

- □ 差別的な言動はないか。
- □ 嘲笑・侮蔑的な言葉をかけてないか。
- □ 学級内で特定の生徒を過度に注意していないか。
- □ 不正に対し毅然とした態度で臨んでいるか。
- □ 知識・理解の程度だけで生徒を評価していないか。
- □ 生徒の個性・良さを認め伸ばそうとしているか。

4 いじめ防止に関する年間指導計画

月	重点項目	具体策			
4	挨拶・返事の推進	・授業だけでなく、朝の会や帰りの会、清掃活動、集会、部活動等、あらゆる場面で指導する。			
5	不登校生徒への援助	・学級担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの連携を図る。 ・家庭訪問や保健室登校生徒への組織的指導を行う。			
6	いじめアンケートの実施 いじめ問題への全校的な取組 (いじめ撲滅会議・集会)	・教育相談の実施と配慮生徒の把握。 ・第1回Q-Uテストの実施と研修。 ・級友のいいところ探し。			
7	学業指導の充実 情報機器の利用に関わるトラ ブルの防止(情報モラル教室)	・分かる喜びや達成感を実感させるための授業作り。・情報の持つ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方の指導をする。・家庭への啓発と連携。			
8	不登校生徒への援助	・家庭への定期的な連絡を行う。 ・職員研修の実施。			
9	不登校、いじめ問題への取組	・教育相談の実施と配慮生徒の把握。			
10	集団生活における望ましい人 間関係作り	・潤心祭に向けた縦割り集団を活用して、先輩後輩の人間 関係を円滑化する。			
11	ガイダンス機能の充実 いじめアンケートの実施	・三者面談の実施と配慮生徒の把握。 ・進路指導との連携を図り、主体的に選択、決定し、それに 責任を持たせる。			
12	生命尊重の精神や人権感覚の 育成	・人権週間における講話をもとに、思いやりの心を備えた豊かな感性を育てる。・第2回Q-Uテストの実施。・第1回Q-Uテストと比較し学級の実態把握とその対処。			
1	不登校、いじめ問題への取組	・教育相談の実施。			
2	いじめアンケートの実施	・次年度を念頭に置いた集団作りをする。			
3	発達課題の達成	・発達段階に応じた規範意識の醸成。 ・実態に応じた課題の明確化とその解決のための指導。			